

3 新入学用品費の入学前支給で保護者の負担軽減

花巻市では、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、生活保護法に規定する生活保護を受けている保護者の方（要保護者）については国の基準、生活保護法の規定に準ずる程度に生活が困窮していると認められる保護者の方（準要保護者）については花巻市教育委員会の基準により、就学援助を行っています。このうち準要保護者に対する小中学校新入学児童の学用品、いわゆる新入学用品費の支給月を変更することといたしました。

従来入学後の7月に支給していたものを、入学前の3月に支給することとし、保護者の方が実際に制服や学用品などを準備する時期に合わせ速やかに購入できるように、負担軽減を図ります。

なお、支給額につきましては、国による生活保護世帯に対する新入学用品費の単価改正と足並みをそろえ、平成29年度の支給からこれまでのほぼ倍額に引き上げを行っております。

- 1 対象者 下記の全ての要件に該当する方
 - ・平成30年1月1日に花巻市に居住している方
 - ・平成30年4月に市内の小中学校に入学予定の児童生徒を持つ方
 - ・生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮している方

- 2 申請受付期間 平成29年12月13日（水）～平成30年1月19日（金）

- 3 申請先 申請日時点で居住している地域の指定小学校
 - * 小学6年生の児童の保護者で、本年度に就学援助認定を既に受けている方は申請の必要はありません

- 4 支給予定日 平成30年3月13日（火）

- 5 その他
 - ・今回、新入学用品費（入学前支給）の申請をしない場合でも、入学後に平成30年度の就学援助を申請し、4月から認定になった場合には、7月に新入学用品費を支給します。

 - ・支給額 小学生 40,600円（変更前 20,470円）
中学生 47,400円（変更前 23,550円）
* いずれも対象となる児童生徒1人につき定額で支給。平成29年7月支給分より引き上げ

<担当 教育委員会教育部 小中学校課 45-1311 内線334 >